

静岡県金属くず営業条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年7月22日

静岡県知事 鈴木康友

静岡県条例第43号

静岡県金属くず営業条例の一部を改正する条例

静岡県金属くず営業条例（昭和32年静岡県条例第51号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(立入り及び検査)</p> <p>第15条 (略)</p>	<p>(立入り及び検査)</p> <p>第15条 (略)</p> <p><u>(指示)</u></p> <p>第15条の2 <u>公安委員会は、金属くず商又はその代理人等がその金属くず商の営業に関しこの条例又はこの条例に基づく公安委員会規則の規定に違反した場合において、盗品等の売買等の防止又は盗品等の速やかな発見が阻害されるおそれがあると認めるときは、当該金属くず商に対し、その業務の適正な実施を確保するため必要な措置をとるべきことを指示することができる。</u></p>
<p>(行政処分)</p> <p>第16条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、金属くず商の許可を取り消し、又は期間を定めて金属くず商の営業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p>	<p>(営業の停止等)</p> <p>第16条 公安委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合において必要があると認めるときは、金属くず商の許可を取り消し、又は期間を定めて金属くず商の営業の停止を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 金属くず商が、この条例に基づく処分(前条の規定による指示を含む。)に違反したとき。</u></p>
<p><u>(4)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p><u>(5)</u> (略)</p> <p>2 (略)</p>

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この条例は、令和7年9月1日から施行する。
- 改正前の第16条の規定により公安委員会がした許可の取消し又は営業の停止の命令は、改正後の第16条の規定により公安委員会がした許可の取消し又は営業の停止の命令とみなす。